

日 薬 業 発 第 237 号

令和 8 年 8 月 21 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 渡 邊 大 記

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に係る
災害救助法の適用について

標記につきまして、国民健康保険中央会から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に関する受診時のマイナ保険証又は資格確認書等の取扱い等につきましては、令和 8 年 8 月 20 日付け日薬業発第 234 号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり国民健康保険中央会において、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応することが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課と協議済みであることが申し添えられております。

(別添)

- ・ 令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について（令和 8 年 8 月 21 日付け事務連絡、国民健康保険中央会）

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 21 日

日本薬剤師会 御中

国民健康保険中央会

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に係る
災害救助法の適用について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について」につきましては、令和 8 年 7 月 17 日に災害救助法が適用され、令和 8 年 8 月 20 日に公示されております。

しかしながら、適用日から公示日まで 1 週間経過していることより、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いを行わないことといたしますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課と協議済みであることを申し添えます。

(当該取扱いに関するお問い合わせ先)

公益社団法人 国民健康保険中央会 医療保険部 北澤、佐藤（成）、村椿
TEL：03-3581-6811 （連絡可能時間：9 時 00 分から 17 時 30 分）